

## 「規制改革推進に関する第 4 次答申」（平成 30 年 11 月 19 日）への対応状況について

平成 31 年 4 月 17 日  
厚生労働省子ども家庭局  
子育て支援課

## 1. 平成 30 年中の実施事項について

(1) 「2. (1) ア 子どもにふさわしい場所の確保」における実施事項 e について

＜実施事項＞

e 放課後児童クラブを利用する家庭には、保育所等を利用する家庭に加え、両親のどちらかが短時間パートタイム勤務の場合も想定されるため、厚生労働省は、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」を算出する際に、こうした家庭の児童についても、放課後児童クラブの対象児童として見込めるようにする。

＜対応＞

- ・ 別添 1 のとおり、平成 30 年 12 月 27 日付で事務連絡を発出した。

## 2. 平成 30 年度中の実施事項について

(1) 「2. (1) ア 子どもにふさわしい場所の確保」における実施事項 d について

＜実施事項＞

d 厚生労働省及び文部科学省は、これまで取り組んでいる放課後児童クラブの学校内での設置促進に向けた手続の簡素化・弾力化や予算措置について、地方自治体において活用されるよう周知を徹底する。

＜対応＞

- ・ 全国児童福祉主管課長会議（平成 31 年 3 月 1 日）の説明資料において、下記のとおり周知した。

(※) 「全国児童福祉主管課長会議 説明資料 2」360～361 頁より抜粋

「一体型」の取組を進めるにあたっては、小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入のための経費を放課後子ども環境整備事業において補助しているので、積極的にご活用いただきたい。

(2) 「2. (1) イ 多様な人材（担い手）の活用」における実施事項 b について

<実施事項>

- b 都道府県知事が実施する放課後児童支援員認定資格研修の受講人数枠が不足している場合、受講人数枠及び研修回数を拡大するよう、厚生労働省は都道府県に通知する。また、研修の受講に当たっては、支援員の受講が進んでいない放課後児童クラブからの申請者を優先するよう、厚生労働省は都道府県に周知する。

<対応>

- ・ 前段については、別添 2 のとおり、平成 31 年 3 月 29 日付で事務連絡を発出した。
- ・ 後段については、全国児童福祉主管課長会議（平成 31 年 3 月 1 日）の説明資料において、下記のとおり周知した。

(※) 「全国児童福祉主管課長会議 説明資料 2」 365 頁より抜粋

都道府県等認定資格研修については、放課後児童クラブの設備運営基準において、2019(平成 31)年度末までに当該研修を修了することを予定している者についても放課後児童支援員の資格を満たしているものと取り扱う経過措置を設けているところであるが、平成 30 年 5 月現在で、放課後児童支援員のうち当該研修を受講した者の割合は、58.5%であった。認定資格研修は、より多くの方に受講していただくことが重要であるとともに、1クラブで最低 1 名以上は受講していることが望ましい。そのことから、受講希望者が多い自治体においては、受講人数枠及び研修回数を拡大することが望まれる。また、支援員の受講が進んでいない放課後児童クラブがある場合には、当該クラブからの申請者を優先する等、地域の実情に応じた適切な研修実施に努めていただきたい。

(3) 「2. (1) ウ 質の確保等」における実施事項 a について

<実施事項>

- a 「一体型」の政府目標を達成するための工程について、厚生労働省と文部科学省で協議し、平成 30 年度末までに工程表を策定する。

<対応>

- ・ 別添 3 のとおり、平成 30 年度末までに工程表を策定した。

(4) 「2. (1) ウ 質の確保等」における実施事項cについて

<実施事項>

- c 厚生労働省は、放課後児童クラブの運営に当たっては、民間事業者など多様な運営主体があり得ることを周知するため、放課後児童クラブの設置・運営主体別の公表を行う。

<対応>

- ・ 別添4のとおり、平成30年12月28日に、「平成30年(2018年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(平成30年(2018年)5月1日現在)」において公表した。

(別添1)

事務連絡

平成30年12月27日

各都道府県・指定都市・中核市  
子ども・子育て支援新制度担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童健全育成事業に係る  
「量の見込み」の算出等の考え方について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

9月14日付けで、別添のとおり「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」という。)を発出いたしました。新プランでは、来年度から2023年度までのプランの期間内に約30万人分の受け皿整備を行い、その中で、2021年度末までに放課後児童クラブにおける待機児童を解消するために約25万人分の受け皿整備を図ることを目標としております。

この目標を踏まえ、各自治体において必要な量の確保を進めていく観点から、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について」(平成30年8月24日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)事務連絡)の補足として、以下のとおり、新プランに基づく第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における放課後児童健全育成事業の量の見込みの算出方法等についての留意点をお示ししますので、ご確認の上、今後作成いただく第二期市町村子ども・子育て支援事業計画に反映いただきますようよろしくお願いいたします。なお、本事務連絡の発出に伴い、「放課後児童健全育成事業に関する『量の見込み』に関する調査の集計結果について(情報提供)」(平成26年5月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課事務連絡)は廃止します。

## 記

### 1 放課後児童健全育成事業の量の見込みの考え方について

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間（以下「第二期計画期間」という。）における放課後児童健全育成事業に係る量の見込みの算出においても、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要である。とりわけ、新プランにおいては、待機児童の解消の実現や今後想定される女性就業率の上昇を踏まえ、整備量について設定したところであるが、新プランに基づき量の見込みを検討・算出されるにあたっては、次の点を参考とされたい。

#### (1) 学年ごとの量の見込みの算出

- ① 女性就業率が全国的に上昇する中、女性就業率と学年ごとの放課後児童クラブ利用率の相関関係を考慮しながら、可能な限り学年ごとの量の見込みを算出すること。
- ② 自治体によっては、放課後児童クラブの整備を行うにあたり、受け入れ人数の問題から、児童福祉法に定められた小学校6年生までの受入れを行わず、途中の学年までの受け入れとしている例もあるものと考えられる。こうした場合であっても、量の見込みを算出するにあたっては、必要なニーズを算出する観点から小学校6年生までの量の見込みを算出すること。なお、この場合、放課後児童クラブ利用率に基づく補正を行うと、潜在的なニーズを含めた利用ニーズが低く見込まれることが予想されるため、適切な利用ニーズの算出に留意すること。

#### (2) 量の見込みの算出方法

新プランに基づき量の見込みを算出するにあたっては、次の①の方法が考えられるが、就学児に対する調査を含め、放課後児童クラブに関するニーズ調査を行っている場合は、②の方法により、その結果を利用して量の見込みを算出することも差し支えない。

なお、それぞれの方法に基づき算出した量の見込みに大きな違いが生じた場合には、待機児童の解消を行う観点から適切と見込まれるものを、地方版子ども・子育て会議等の議論等も踏まえてご判断の上、量の見込みの数字とするよう留意いただきたい。

##### ① 新プランに基づく量の見込みの算出方法

ア 各年度の放課後児童クラブの小学校1年生の利用者は、前年度における5歳児のうち、2号認定を受けると見込まれる者及び幼稚園における預かり保育の定期利用が見込まれる者（2号認定による幼稚園における預かり保育の定期利用を除く。）が潜在的な利用者となると考えられるため、これらの者に係る量の見込みも勘案し、適切に見込むこと。この際、小学校入学を契機に保護者が就業を始める例が多いなど、地域の実態に応じ、これら以外にも放課後児童クラブの潜在的需要が見込まれる場合には、必要に応じて、それぞれを勘案して量の見込みを算出すること。

また、小学校2年生以上の利用者については、学年ごとの利用率の増加状況や小学校1年生から逡減する割合等の実績を見ながら、量の見込みを算出すること。

イ 保育所等を利用する保護者の中には、終業後に帰宅する時刻が小学校の授業の終了時刻よりも早い例があるなど、その一定数は放課後児童クラブを利用しないと考えられることから、保護者の就業状況の傾向も勘案しながら、例えば、前年度における5歳児のうち、2号認定を受けると見込みの者及び幼稚園における預かり保育（定期利用）の利用が見込まれる者の8割程度と見込むなど、一定割合を減じたものを小学校1年生の量の見込みとして設定することも考えられること。

（参考）平成28年社会生活基本調査において、6～11歳の子どもを持つ就業している女性が帰宅する時間について、16%が14時までに、26%が15時までに帰宅するとの結果がある。

ウ 新プランでは、2023年度末までに、女性就業率80%に対応できるように放課後児童クラブの整備を行うこととしており、この前提は保育の「子育て安心プラン」と同趣旨である。女性就業率の動向については、地域による違いがあるものと考えるが、可能な限り2023年度時点で女性就業率が80%になった場合でも、受け入れが可能であることを想定して量の見込みを算出すること。

## ② ニーズ調査結果に基づく量の見込みの算出方法

前述のとおり、放課後児童クラブに関するニーズ調査の結果を利用して量の見込みを算出することも差し支えないが、この場合においても、以下の点

に留意すること。

ア 放課後児童クラブの利用者には、保育所等を利用する家庭以外にも、父親又は母親の双方又はいずれかが短時間勤務となる場合も含まれ得るが、第一期手引きにおいては、こうした家庭の類型である家庭類型のタイプC'及びタイプE'が含まれていない。そのため、量を正確に見込む観点から、対象となる潜在家庭類型に、こうした家庭類型を追加することが考えられること。

イ 「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出のための手引き」（平成26年1月20日付事務連絡。）においては、利用意向率の算出について、低学年、高学年とまとめて利用希望把握調査を行っているため、学年ごとに利用率が逡減していく放課後児童クラブの特性を踏まえ、必要に応じて学年進行に応じた利用意向率の補正を行うなどの措置も考えられること。

### (3)市町村子ども・子育て支援事業計画への記載イメージ

(1)又は(2)に基づき算出した量の見込み及び確保方策の記載イメージは、下表のとおりとなる。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	600	...	...	...	...
1年生	150	...	...	...	...
2年生	150	...	...	...	...
3年生	150	...	...	...	...
4年生	60	...	...	...	...
5年生	50	...	...	...	...
6年生	40	...	...	...	...
確保方策	600	...	...	...	...

### 2 2019年度の量の見込み及び市町村子ども・子育て支援事業計画における確保方策について

「放課後子ども総合プラン」が1年前倒しされたことにより2018年度限りで終了し、2019年度から新プランが実施されるが、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画については、2019年度末までが第





(別添2)

事務連絡

平成31年3月29日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局  
子育て支援課

### 放課後児童支援員認定資格研修の推進について

日頃より、放課後児童対策の推進に御尽力、御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、規制改革推進会議において規制改革推進に関する第4次答申（平成30年11月19日）がされております。本答申において、都道府県知事が実施する放課後児童支援員認定資格研修（以下、「認定資格研修」という。）の受講人数枠が不足している場合、受講人数枠及び研修回数を拡大するよう、厚生労働省は都道府県に通知することとされております。

本件については、平成31年3月1日開催の全国児童福祉主管課長会議でもお知らせしたところですが、以下の内容につきまして再度周知いたしますので、認定資格研の実施や研修受講者の検討にあたっては、ご留意願います。本内容について、御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

- 1 認定資格研修は、より多くの方に受講していただくことが必要であるとともに、1クラブで最低1名以上は受講していることが望ましい。そのことから、受講希望者が多い自治体においては、受講人数枠及び研修回数を拡大することが望まれる。
- 2 管内に、認定資格研修の受講が進んでいない放課後児童クラブがある場合には、当該クラブからの申請者を優先する等、地域の実情に応じた適切な研修実施に努められたい。
- 3 認定資格研修の実施にあたっては、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費により研修に必要な経費について国庫補助を受けることが可能となっているため、積極的にご活用いただきたい。

以上

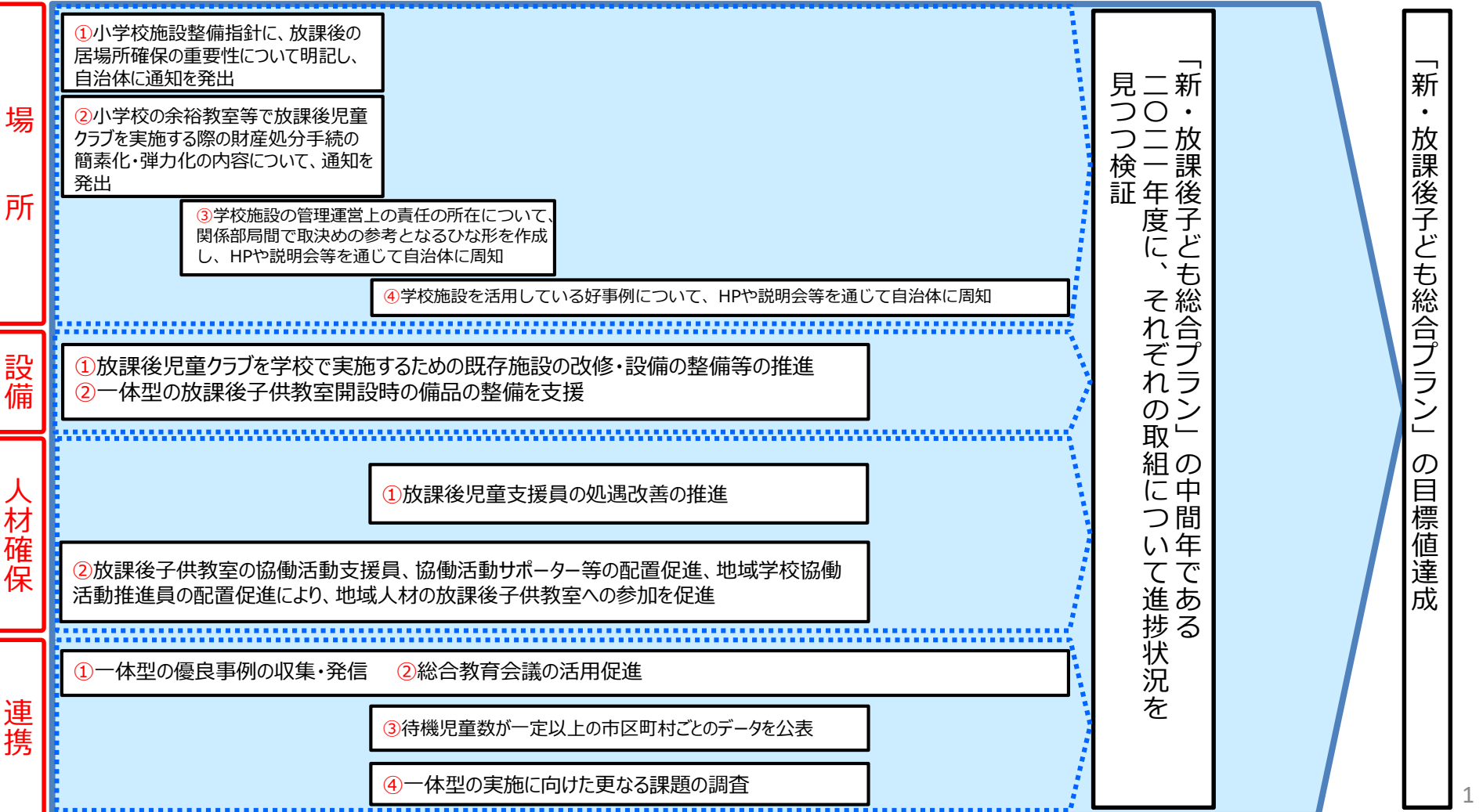
# 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の推進に係る工程表

別添3

一体型の数	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
-------	--------	--------	--------	--------	--------

約4,900箇所  
(2018年5月現在) → 1万箇所以上

放課後児童クラブの登録児童数  
約123万人  
(2018年5月現在) → 約152万人



# (1) 場所について

## ① 「小学校施設整備指針」の改訂・周知

### <現状と課題>

放課後児童クラブは、児童にとって移動が容易な小学校内での設置が望ましいが、現時点では全ての小学校に存在しているわけではない。そのため、児童の放課後の居場所確保の重要性について「小学校施設整備指針」に明記する必要がある。

### <対策>

今後の小・中学校施設の在り方を検討する調査研究協力者会議において取りまとめた報告書、及び、それを踏まえて改訂した小学校施設整備指針に、放課後の居場所確保の重要性について明記し、平成31年3月22日付けで学校設置者等に対して当該指針の改訂について通知を発出した。

## ② 財産処分手続きの緩和措置の周知

### <現状と課題>

国庫補助を受けて建築した学校施設を他用途に転用するには、原則として、補助金相当額の国庫納付が必要だが、一定の要件の下、放課後児童クラブ等に転用する場合には、手続の簡素化等の緩和措置がとられている。しかし、こうした措置の認知は低い。

### <対策>

国庫補助を受けて整備した建物を、放課後児童クラブ等学校教育以外の用途に転用する場合は、国庫補助事業完了後10年以上経過したものの処分等については国庫納付を免除するほか、一時的に学校教育以外の用途に活用する場合においても財産処分手続は不要とする等、手続の大幅な弾力化が図られていることを踏まえ、関係部局とも連携・協力の上、学校施設が有効活用されるよう、平成31年3月27日付けで各都道府県教育委員会に対して通知を発出した。

# (1) 場所について

## ③ 学校施設の管理運営上の責任の所在の取決めに関するひな形の作成・周知

### <現状と課題>

小学校内で放課後児童クラブが実施される場合、実施主体は学校でなく、市区町村の教育委員会や福祉部局等であるが、これらの部局がどのような責任を負うかについて明らかになっていないこともあって、放課後児童クラブの小学校内での設置が進んでいない。

### <対策>

学校施設の管理運営上の責任（教育財産の取扱い、校舎の区分及び管理、学校既存施設の利用、事故等に係る責任の範囲等）の所在について、自治体内の関係部局間で取決める際の参考となるひな形を、先行して協定書等を作成している自治体の例も参考にしながら、本年6月までに作成する。

また、作成したひな形については、厚生労働省・文部科学省のHPや、自治体の担当者向け説明会等を通じて自治体に周知する。

## ④ 学校施設の活用に関する好事例の周知

### <現状と課題>

学校施設の活用に積極的に取り組んでいる自治体の事例は、他の自治体の参考となる要素も多いが、自治体間において好事例の共有が進んでいない。

### <対策>

学校施設を活用している事例として、一体型の放課後子供教室及び放課後児童クラブへの転用を行っている事例等をまとめたパンフレットを作成し、文部科学省のHPで公表し周知している。今後、自治体の担当者向け説明会等を通じて自治体に周知する。（2019年10月頃までに実施）

## (2) 設備について

### ① 放課後児童クラブを小学校内で実施する場合の財政的支援

#### <現状と課題>

放課後児童クラブは、児童にとって移動が容易な小学校内への設置が望ましいが、現時点では全ての小学校に存在しているわけではない。そのため、放課後児童クラブの小学校内での設置が進むよう、放課後児童クラブを小学校内で実施する場合の既存施設の改修等について支援する必要がある。

#### <対策>

新たに放課後児童クラブを小学校の余裕教室で実施する場合、余裕教室でクラブを実施するために必要となる改修、設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費を予算措置。

(内閣府「子ども・子育て支援交付金」(2019年度予算額：731億円の内数、国負担1/3))

### ② 一体型の放課後子供教室を開設する際の財政的支援

#### <現状と課題>

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型については、4,913か所(平成30年5月時点)と目標の1万か所と比べて十分とは言えない。そのため各自治体が一体型の放課後子供教室を新たに行う際の財政的なインセンティブを付与する必要がある。

#### <対策>

小学校の余裕教室等を活用して新たに放課後子供教室を開設する場合、初年度に限り放課後子供教室に必要な備品を整備することができるよう予算措置しているが、放課後児童クラブとの一体型として開設する場合、補助単価を上乘せ。(開設備品費上限額：一体型42万円、その他21万円)

(文部科学省「地域学校協働活動推進事業」(2019年度予算額：59億円の内数、国負担1/3))

## (3) 人材確保について

### ① 放課後児童支援員の処遇改善の推進

#### <現状と課題>

放課後児童支援員は、2018年5月1日現在で90,769人（前年比3,940人増）となっており、順調に増加しているところであるが、今後、「新・放課後子ども総合プラン」に基づいて受け皿を拡大していく際に、放課後児童支援員の人材確保が課題となっている。

#### <対策>

平成29年度から、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業（※）を行っているところであり、引き続き、これを推進していく。

（※）① 放課後児童支援員を配置した場合：対象職員1人当たり、128,000円

② 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置した場合  
：対象職員1人当たり、256,000円

③ ②の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置した場合：対象職員1人当たり、384,000円

### ② 放課後子供教室に関わる地域人材の確保

#### <現状と課題>

一体型の推進にあたっては、放課後子供教室において多様な学習・体験プログラムを企画・実施する必要があり、そのためには幅広い地域住民等の参画を促進する必要がある。

#### <対策>

文部科学省「地域学校協働活動推進事業」において、放課後子供教室を実施する自治体に対して、放課後子供教室の活動充実のために、放課後子供教室と地域人材をコーディネートする地域学校協働活動推進員の配置や、協働活動支援員、協働活動サポーター等の配置に関する経費等への財政支援を実施。

（2019年度予算額：59億円の内数、国負担1/3）

## (4) 連携について

### ① 一体型の優良事例の収集・発信

#### <現状と課題>

一体型を推進するためには、一体型の優良事例の収集・発信をより一層行うことが重要。

#### <対策>

2020年度中に厚生労働省と文部科学省で連携して、全国の自治体から一体型の優良事例を収集し、厚生労働省・文部科学省のHP等を通じて全国の自治体や事業関係者に発信する。

### ② 総合教育会議の活用促進

#### <現状と課題>

自治体における放課後子供教室と放課後児童クラブの担当部局が教育委員会と福祉部局等に分かれているケースが多いため、一体型の推進に当たっては担当部局間での連携が重要である。

#### <対策>

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、首長と教育委員会が協議・調整を行う場である「総合教育会議」において、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の推進等、総合的な放課後対策の在り方について検討されるよう、引き続き促進する。



## (4) 連携について

### ③ 放課後児童クラブの待機児童数等に関する公表

#### <現状と課題>

放課後児童クラブの待機児童数は近年17,000人前後で推移している。待機児童が発生している原因としては、放課後児童クラブを開設する場所がないという問題が大きいと考えられるが、余裕教室等の実態が明らかでなく、学校施設の活用がしづらいとの指摘もある。

#### <対策>

厚生労働省と文部科学省において、待機児童が一定数以上いる市区町村ごとの小学校数、放課後児童クラブ数、放課後子供教室数、余裕教室数、待機児童数を公表する。(2019年度中に実施)

### ④ 一体型の実施に向けた更なる課題の調査

#### <現状と課題>

一体型については、工程表に掲げる施策を行うことで効果的に推進できると考えられるが、一体型を推進するに当たって更なる課題について調査を行い、一体型をより迅速かつ効果的に推進する方法について検討することも有効。

#### <対策>

自治体に対して、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の実施を行う上で障壁となっている事項を確認する調査を2019年度中に厚生労働省と文部科学省の合同で実施し、現状における課題の抽出を行い、課題の解決のための方策を両省で検討する。





## Press Release

報道関係者 各位

平成30年(2018年)12月28日(金)

## 【照会先】

子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室

室長補佐 青木 浩一 (内線 4843)

健全育成係長 新坂 葵 (内線 4845)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2596

**平成30年(2018年) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況 (抄)**  
**(平成30年(2018年)5月1日現在)**

厚生労働省では、放課後児童クラブ数や利用登録している児童の数(登録児童数)などの状況を把握するための調査を毎年実施しており、このほど平成30年(2018年)の実施状況を取りまとめましたので公表いたします。

放課後児童クラブは、小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学校に就学している児童に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所であり、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年(2017年)12月8日閣議決定)に基づき、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を1年前倒しして、平成30年度(2018年度)末までに達成することとしております。

## 【調査結果のポイント】

## ○登録児童数《過去最高を更新》

1,234,366人【前年比63,204人増】(平成29年:1,171,162人)

- ・平成27年度からの4年間で29.8万人(約30万人)の受け皿を整備。
- ・平成27年度から5年間で約30万人分の受け皿を整備することを目標とした「放課後子ども総合プラン」は、昨年の「新たな経済政策パッケージ」により、1年前倒ししており、本プランの目標を達成。

## ○放課後児童クラブ数《過去最高を更新》

25,328か所【前年比755か所増】(平成29年:24,573か所)

うち放課後子供教室との一体型4,913か所【前年比359か所増】

- ・一体型とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態。「放課後子ども総合プラン」に基づき1万カ所以上を一体型で実施)

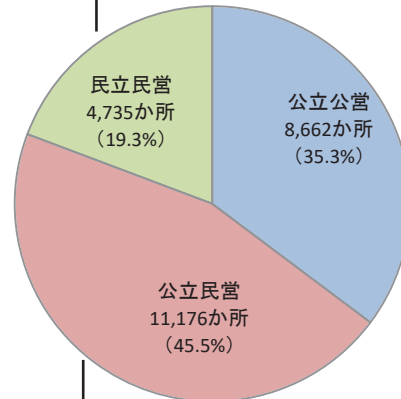
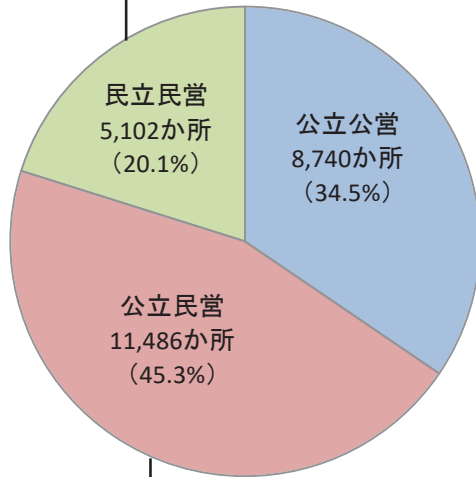
### 3. 設置・運営主体別実施状況

○ 設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約35%、公立民営のクラブが約45%、民立民営が約20%を占めている。

(参考)平成29年

社会福祉法人	1,670か所	(6.6%)
NPO法人	836か所	(3.3%)
運営委員会・保護者会	1,465か所	(5.8%)
その他	1,131か所	(4.5%)

社会福祉法人	1,533か所	(6.2%)
NPO法人	754か所	(3.1%)
運営委員会・保護者会	1,458か所	(5.9%)
その他	990か所	(4.0%)



社会福祉法人	3,585か所	(14.2%)
NPO法人	1,555か所	(6.1%)
運営委員会・保護者会	3,604か所	(14.2%)
その他	2,742か所	(10.8%)

社会福祉法人	3,492か所	(14.2%)
NPO法人	1,457か所	(5.9%)
運営委員会・保護者会	3,667か所	(14.9%)
その他	2,560か所	(10.4%)

#### 2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	平成30年	平成29年	増減
公立公営	8,740 (34.5%)	8,662 (35.3%)	78
公立民営(合計)	11,486 (45.3%)	11,176 (45.5%)	310
社会福祉法人	3,585 (14.2%)	3,492 (14.2%)	93
民法34条法人	1,013 (4.0%)	966 (3.9%)	47
NPO法人	1,555 (6.1%)	1,457 (5.9%)	98
運営委員会・保護者会	3,604 (14.2%)	3,667 (14.9%)	▲63
任意団体	320 (1.3%)	355 (1.4%)	▲35
株式会社	1,088 (4.3%)	895 (3.6%)	193
学校法人	174 (0.7%)	187 (0.8%)	▲13
その他	147 (0.6%)	157 (0.6%)	▲10
民立民営(合計)	5,102 (20.1%)	4,735 (19.3%)	367
社会福祉法人	1,670 (6.6%)	1,533 (6.2%)	137
民法34条法人	237 (0.9%)	171 (0.7%)	66
NPO法人	836 (3.3%)	754 (3.1%)	82
運営委員会・保護者会	1,465 (5.8%)	1,458 (5.9%)	7
任意団体	74 (0.3%)	57 (0.2%)	17
株式会社	209 (0.8%)	204 (0.8%)	5
学校法人	267 (1.1%)	235 (1.0%)	32
その他	344 (1.4%)	323 (1.3%)	21
計	25,328 (100.0%)	24,573 (100.0%)	755

注1:( )内は全クラブ数(30年:25,328、29年:24,573)に対する割合である。

注2:公立民営・民立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。